十一　令第二条第六号（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十七条及び第四十一条の規定により適用する場合を含む。）の資金

1　食品等事業者が農林漁業者との連携を図りながら認定安定取引関係確立事業活動等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。次号において「食品等持続的供給法」という。）第十九条に規定する認定安定取引関係確立事業活動等をいう。2において同じ。）を実施するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要な資金

イ　農林漁業者と共同して利用する施設の改良、造成又は取得

ロ　食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得

ハ　他の事業者（食品等事業者又は農林漁業を営む法人に限る。以下このハにおいて同じ。）の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資

ニ　無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（イ、ロ又はハに掲げる事項の実施に関連して必要となる費用の支出に限る。）

［削る。］

［削る。］

2　食品等事業者が生産性の向上を図りながら認定安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要な資金

イ　食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得

ロ　他の食品等事業者の株式若しくは持分の取得又は他の食品等事業者への出資

ハ　無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（イ又はロに掲げる事項の実施に関連して必要となる費用の支出に限る。）

3　［略］

十二　前号における用語の定義

前号において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

1　食品等事業者　食品等持続的供給法第二条第二項に規定する食品等事業者（食品等の流通の事業を行う者のうち専ら運輸業を営む者を除く。）

［号の細分を削る。］

2　農林漁業者　食品等持続的供給法第二条第三項に規定する農林漁業者

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

十一　令第二条第六号（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十七条及び第四十一条の規定により適用する場合を含む。）の資金

1　食品等製造業者又は食品等製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等が食品等の安定的な取引関係を確立するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要な資金

イ　農林水産物の生産に必要な施設の改良、造成又は取得

ロ　農林水産物の生産に必要な共同利用施設の改良、造成又は取得

ハ　農地所有適格法人への出資

ニ　農林漁業に関連する事業を行う法人の設立のための出資であって、食品等製造業者又は食品等製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等が食品等の安定的な取引関係を確立するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要な資金

イ　食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うのに必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設の改良、造成又は取得

ロ　品質の優れた食品等の販売に係る業務に必要な処理加工施設、販売施設又は情報処理施設の改良、造成又は取得でイに掲げる事項と併せて行うもの

［加える。］

3　［同上］

十二　前号における用語の定義

前号において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

1　食品等製造業者　食品等の製造又は加工の事業を行う者

2　食品等製造事業協同組合等　次に掲げる法人であって食品等製造業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの

イ　事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会

ロ　協業組合、商工組合及び商工組合連合

ハ　消費生活協同組合連合会

ニ　水産加工業協同組合連合会

3　農業協同組合等　次に掲げる法人であって農林漁業者を構成員とするもの

イ　農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

ロ　漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

ハ　森林組合及び森林組合連合会

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、農林漁業者又はこれらに掲げる法人の出資又は拠出に係る法人であって、農林漁業の振興を図ることを目的とするもの